平成２７年（フ）第４９号
静岡県沼津市東原237番地の１　ワンズハウスＥＡＳＴ107号室
債務者　冨岡　　明
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
京都府宮津市字宮村1146番地
債務者　井上　　研（旧姓西澤）
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第９７号
堺市北区常磐町３丁21番地14　サンコート21―206号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１－２－908
債務者　関　　弥生（旧姓丸田）
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
大阪府大阪狭山市半田３丁目361番地の１―522号、事業所大阪市中央区南船場４丁目９－３東新ビル４Ｆ
債務者　デリシャスデザインオフィスこと　岩部　昌洋（旧姓高木）
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
堺市堺区大浜中町２丁９番12号　サニーコート大浜203号
債務者　石田　進一
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
堺市西区浜寺元町５丁659番地３
債務者　黒木　良二
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
大阪府大阪狭山市東野中１丁目1504番地の61
債務者　三浦寿美恵
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第１３５８号
大阪府茨木市西田中町７番15号
破産者　髙岡住建株式会社
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０６号
神戸市東灘区深江浜町111番地の１
破産者　株式会社灘幸食品
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８号
兵庫県伊丹市中央２丁目９番18号
破産者　株式会社タナカヤ
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
徳島県徳島市春日１丁目７番56号、代表者住所徳島県徳島市北田宮３丁目１番24号
破産者　坂本産業有限会社
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１３号
福岡県久留米市長門石４丁目９番16号　レオパレス長門石201号、住民票上の住所佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1283番地36
破産者　高妻　弥央
１　決定年月日　平成27年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３９０号
愛知県豊田市御幸本町５丁目304番地５　ロイヤル平成201号、前住所愛知県豊田市住吉町丸山２番地
破産者　鈴木　史郎
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
千葉県四街道市大日178番地７　フォンテーヌＣ108、開始決定時の住所三重県四日市市川島町1167―２　カザフェリスヤマモト101号
破産者　田邊　　薫
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
和歌山県岩出市船戸1110番地１
破産者　株式会社ビッグワン
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４９８号
岡山市南区新保504番地１、旧住所岡山市南区新保507番地18
破産者　景山　芳久
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
広島県尾道市高須町字西新涯5581番地
破産者　有限会社川崎熔接所
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部

平成２４年（フ）第１０２号
宮崎市田代町135番地３
破産者　株式会社丸幸
１　決定年月日　平成27年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係